正誤表

『社労士業務便覧令和6年版』の記載に誤りがありました。 お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

労働調査会

社労士業務便覧令和6年版		
	訂正前	訂正後
P 159	●対象家族1人につき通算93	●対象家族1人につき通算93日
●介護休業制度の概要	日まで。3回を上限として分	まで。3回を上限として分散取
	散取得が可能(勤務時間の短	得が可能
期間・回数	縮等の措置が講じられている	
	場合はそれとあわせて 93 日)	